令和７年度多度津町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び多度津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年多度津町条例第 2 号）第 4 条の規定に基づき、令和 7 年度の多度津町の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

令和 8 年 10 月 30 日

多度津町長　丸尾　幸雄

Ⅰ　職員の任免及び職員数に関すること

職員の任用は、受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基づいて行われます（地方公務員法第 15 条)。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は、公開平等の競争試験又は選考により実施しています。

１　職員の任免

(1)職員の任免状況（令和 7 年度）

区分	採用	退職		
		定年	勧奨	自己都合・その他
一般行政職	8 人	0 人	0 人	3 人
技能労務職	0 人	0 人	0 人	0 人
計	8 人	0 人	0 人	3 人

(2)採用試験の実施状況（令和 7 年度）

試験の種類	試験区分		申込者数	合格者数	採用者数
競争試験	一般行政	大卒	31 人	8 人	5 人
	一般行政	大卒・障害者	2 人	0 人	0 人
	一般行政	大卒・職務経験者	7 人	0 人	0 人
	建築	大卒	0 人	0 人	0 人
	土木	大卒	0 人	0 人	0 人
	消防	大卒	7 人	2 人	0 人
	消防	短大卒・救急救命士	6 人	2 人	2 人
	管理栄養士	大卒	7 人	1 人	1 人
	管理栄養士	短大卒	0 人	0 人	0 人
	建築	高卒	1 人	0 人	0 人
	土木	高卒	1 人	1 人	1 人

（3）再任用職員の状況（令和７年度）

区分	人数
フルタイム勤務職員	7人
短時間勤務職員	0人
合計	7人

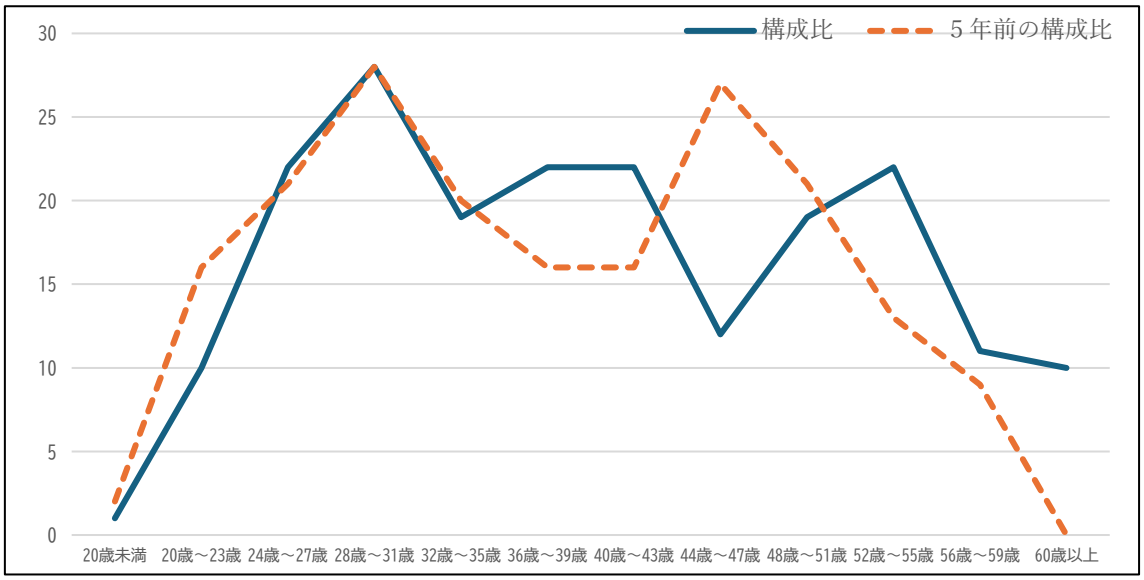
２　職員数

（1)部門別職員数の状況と主な増減理由（各年４月１日現在）

部門＼区分			職員数 令和７年	職員数 令和６年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	2人	1人	1人	その他
		総務企画	49人	46人	3人	万博・瀬戸内国際芸術祭対応
		税務	12人	12人	0人	
		農林水産	7人	9人	△2人	その他
		商工	3人	3人	0人	
		土木	14人	11人	3人	その他
		民生	12人	13人	△1人	その他
		衛生	15人	15人	0人	
		計	114人	110人	4人	＜参考＞人口１万人当たり職員数 52.26人
	教育部門		33人	32人	1人	その他
	消防部門		38人	35人	3人	その他
	小計		185人	177人	8人	＜参考＞人口１万人当たり職員数 84.81人
公営企業等会計部門	水道		1人	7人	△6人	香川県広域水道企業団へ身分移管
	下水道		4人	4人	0人	
	その他		8人	9人	△1人	その他
	小計		13人	20人	△7人	
合計			198人（246人）	197人（246人）	1人	＜参考＞人口１万人当たり職員数 90.77人

（注）1 職員数は各年における定員管理調査において報告した一般職に属する職員数である。
2 （ ）内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和７年４月１日現在）



区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	10人	22人	28人	19人	22人	22人	12人	19人	22人	11人	10人	198人

(3)職員数の推移　　（単位：人・％）

区分／部門	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	108	108	112	110	110	114	6　（5.56％）
教　育	28	28	29	28	32	33	5　（17.86％）
消　防	34	35	35	34	35	38	4　（11.76％）
普通会計計	170	171	176	172	177	185	15　（8.82％）
公営企業会計計	19	18	20	22	20	13	△6　（△31.58％）
総合計	189	189	196	194	197	198	9　（4.76％）

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

Ⅱ 職員の人事評価に関すること

人事評価とは、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価であり、任命権者は、職員の執務について定期的に人事評価を行い、その結果に応じた

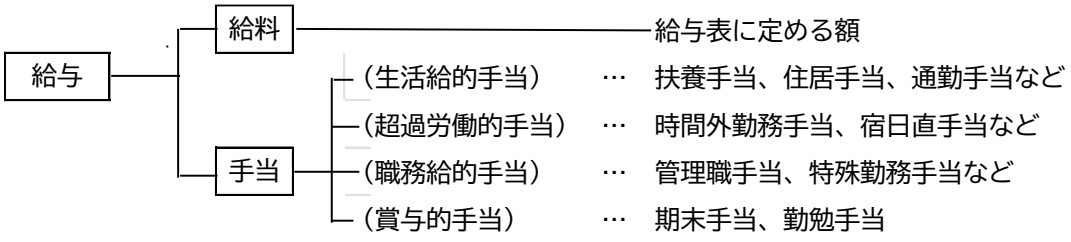
措置を講じなければなりません（地方公員法第 6 条第 1 項、第 23 条の 2 第 1 項、第 23 条の 3)。

多度津町でも人事評価制度を導入しており、結果は昇格、人事異動等の参考にしています。

Ⅲ　職員の給与に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません。（地方公務員法第 24 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項)。

（参考）職員の給与体系



1　総括

(1)人件費の状況（普通会計決算）（人口は令和 8 年 1 月 1 日現在）

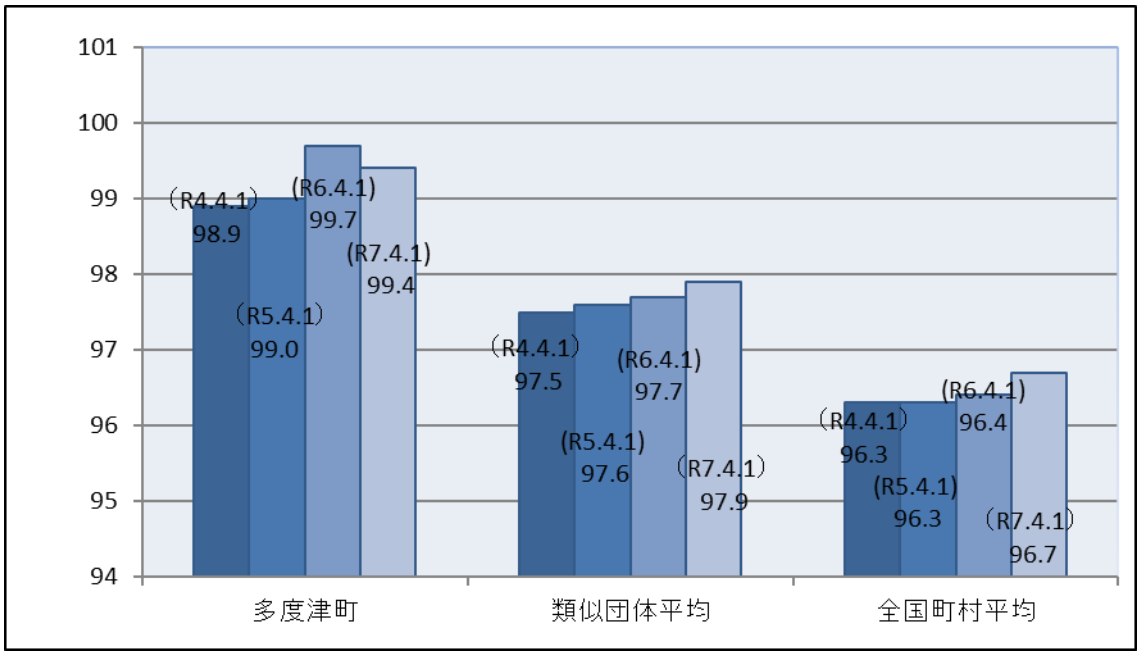
区　分	住民基本台帳人口 （R8年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B／A	(参考) R6年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
R7年度	21,581	9,694,018	506,206	1,830,299	18.88	18.11

(2)職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給　与　費				(参考)一人当たり　給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
R7年度	185	706,326	137,157	290,561	1,134,044	6,130

（注）　1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、地方公務員給与実態調査にて報告した普通会計関係に属する令和 7 年 4 月 1 日現在の職員である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3)ラスパイレス指数の状況



（注）１ ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。

２ 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

３ ラスパイレス指数の算出に当たっては、60 歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

(4)給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

［（実施）　未実施　］

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和７年４月１日
（内容）
一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3 級から 7 級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。（国の 8 級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりの解消は実施していない。）

②その他の見直し内容

扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和７年４月１日実施）

2　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和７年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
多度津町	40.5 歳	313,700 円	363,786 円	332,160 円
香川県	42.8 歳	332,433 円	422,306 円	365,050 円
国	41.9 歳	332,237 円	－ 円	414,480 円
類似団体	40.8 歳	318,509 円	386,712 円	352,532 円

②技能労務職

区　分	公　務　員					民　間		
	平均年齢	職員数	平均給料月　額	平均給与月額月　額	平均給与月額（国ベース）	対応する類似職種	平均年齢	平均給与月額
多度津町	55.8歳	4人	309,600円	341,900円	315,350円	－	－	－
うち清掃職員	＊	＊	＊	＊	＊	廃棄物処理業従業員	48.0歳	320,600円
うち用務員	＊	＊	＊	＊	＊	用務員	49.0歳	251,000円
香川県	54.7歳	6人	322,687円	347,801円	339,721円	－	－	－
国	51.3歳	1,703人	294,567円	－	337,907円	－	－	－
類似団体	50.8歳	7人	277,896円	301,857円	291,148円	－	－	－

(2)職員の初任給の状況（令和７年４月１日現在）

区　分		多度津町	香川県	国
一般行政職	大 学 卒	237,600 円	237,600 円	232,000 円
	高 校 卒	206,700 円	206,700 円	200,300 円
技能労務職	高 校 卒	206,700 円	217,300 円	－
	中 学 卒	－	－	－
教育職	大 学 卒	237,600 円	265,400 円	－
	高 校 卒	206,700 円	222,100 円	－

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和７年４月１日現在）

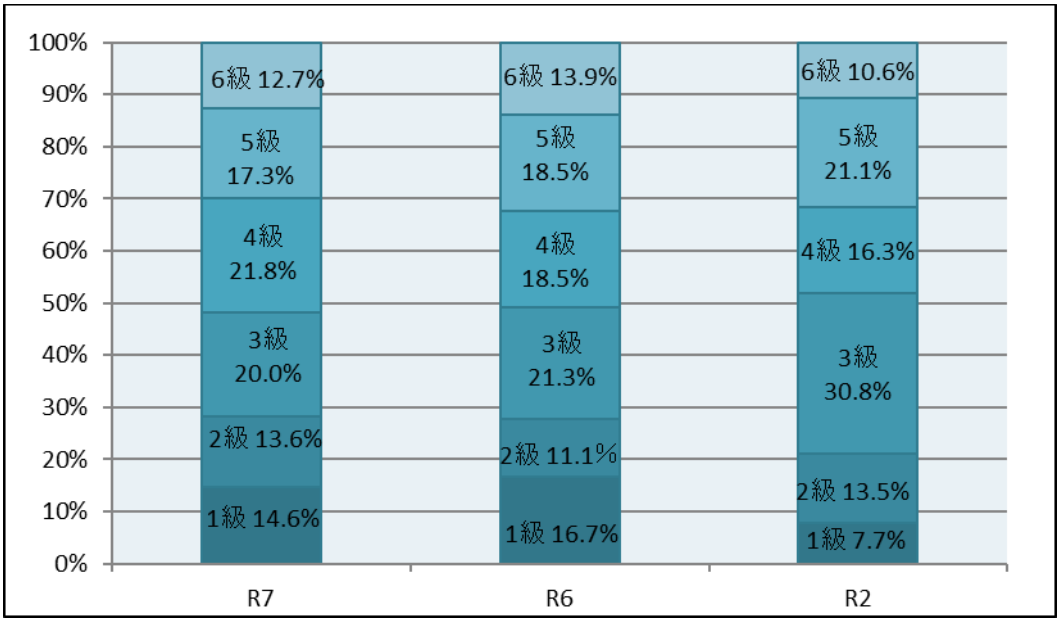
区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	293,000 円	376,000 円	396,000 円	406,900 円
	高 校 卒	268,300 円	345,700 円	387,200 円	403,400 円
技能労務職	高 校 卒	－	－	347,800 円	354,700 円
	中 学 卒	－	－	343,800 円	－

3　一般行政職の級別職員数等の状況

（1)一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和７年４月１日現在）

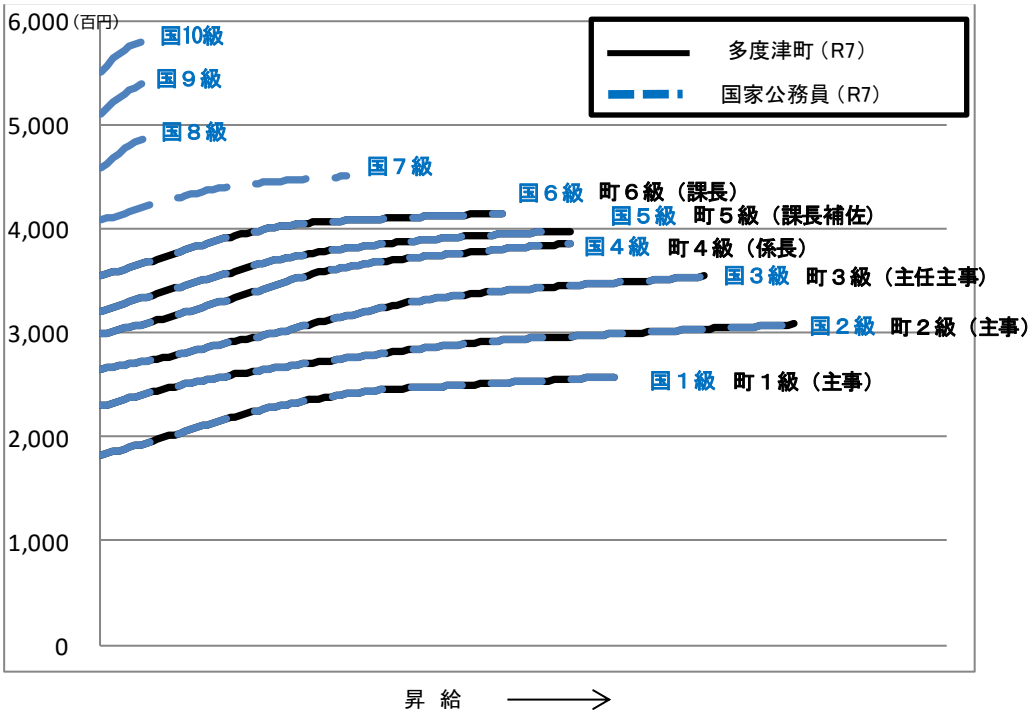
区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
１　級	主事・技師	16 人	14.6 %	183,500 円	258,100 円
２　級	主事・技師	15 人	13.6 %	230,000 円	308,500 円
３　級	主任主事・主任技師	22 人	20.0 %	265,300 円	354,700 円
４　級	係長	24 人	21.8 %	298,800 円	386,100 円
５　級	副主幹・課長補佐	19 人	17.3 %	321,300 円	398,200 円
６　級	課長・主幹	14 人	12.7 %	355,200 円	415,700 円

（注）１　多度津町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



（注）　平成 18 年に 8 級制から 6 級制に変更している。（旧給与表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合）

(2)国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和７年４月１日現在）



(3)昇給への人事評価の反映状況

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ　人事評価を実施していない					
	活用予定時期				

4　職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

多度津町	香　川　県	国
1人当たりの平均支給額 （R7年度）　1,571千円	1人当たりの平均支給額 （R7年度）　1,852千円	―
（R7年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525月分　2.125月分 (1.425)月分　(1.025）月分	（R7年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525月分　2.125月分 (1.425)月分　(1.025）月分	（R7年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525月分　2.125月分 (1.425)月分　(1.025）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

（注）（)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（多度津町）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率も適用				
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）	＼	○	＼	○
ロ　人事評価を実施していない					
	活用予定時期				

(2)退職手当（令和７年４月１日現在）

多度津町			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7／100		調整率	83.7／100	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）	
1人当たり平均支給額	13,660千円		－		

（注）1 退職手当の１人当たり平均支給額は、令和７年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3)地域手当　　制度なし

(4)特殊勤務手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和7年度決算）	9,818千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	185千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度）	26.77%
手当の種類（手当数）	13種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和7年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業従事職員手当	一般行政職・看護保健職	感染症防疫作業に従事した者	0千円	日額1,000円
行路病死人処理に従事する職員	一般行政職	行路病死人処理に従事した者	16千円	病人1件2,000円 死人1件4,000円
清掃業務従事職員手当	技能労務職	住民環境課で清掃業務に従事した者	450千円	収集手当日額900円 年末年始繁忙手当10,000円
火葬従事職員手当	一般行政職・技能労務職	住民環境課で火葬業務に従事した者	0千円	火葬1件につき5,000円（常時従事） 火葬1件につき2,000円（臨時従事）
し尿汲取業務従事職員手当	技能労務職	住民環境課でし尿汲取業務に従事した者	0千円	不快手当日額900円 年末年始繁忙手当10,000円
野犬等の引き取りに従事する職員手当	一般行政職	野犬等の引き取りに従事した者	19千円	1回300円
災害応急作業等に従事する職員手当	一般行政職	災害応急作業等に従事した者	0千円	日額1,080円
危険手当	消防職	消防職員	1,207千円	日額150円
夜間特殊業務手当	消防職	消防職で隔日勤務のうち深夜の勤務に従事した者	2,462千円	２時間以上　１回730円 ２時間未満　１回410円
救急救命士手当	消防職	救急救命士の資格を有する者でその業務に従事する者	706千円	日額200円
消防業務手当	消防職	消防職員	4,914千円	４級以上　給与月額の3/100 ３級以下　給与月額の5/100
非常招集手当	消防職	消防職で災害出動による人員確保のため招集された者	44千円	1回200円
救急消防援助隊手当	消防職	緊急消防援助隊として従事した者	0千円	作業地域により 日額1,080円または2,160円

(5)時間外勤務手当

支給実績（R7年度決算）	59,410千円
職員1人当たり平均支給年額（R7年度決算）	360千円
支給実績（R6年度決算）	51,963千円
職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）	315千円

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和７年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

(6)その他の手当（令和７年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（R7年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（R7年度決算）
扶養手当	・配偶者　3,000円 ・子　　11,500円 ・その他の扶養　6,500円 ※16歳から22歳の年度末までの間にある子（1人につき5,000円加算）	同		17,411千円	（71名） 245,225円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を払っている職員 ・家賃23,000円以下 （家賃－12,000円） ・家賃23,000円～55,000円 （家賃額－23,000円）×1/2 ＋11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円	異		8,988千円	（36名） 249,667円
通勤手当	公共交通機関等を利用する場合は最高55,000円 交通用具利用は、距離に応じて2,700円（片道2km以上）から25,100円	異	国：2,000円～31,600円	8,853千円	（143名） 61,909円
管理職手当	課長級　60,000円 幼稚園長 30,000円	異		14,460千円	（22名）657,272円

５　特別職の報酬等の状況（令和７年４月１日現在）

区分		給料月額等	
給料			（参考）類似団体における最高／最低額
	町長	798,000円	939,000　円／　430,000　円
	副町長	603,000円	738,000　円／　570,900　円
報酬	議長	369,000円	445,000　円／　271,000　円
	副議長	317,000円	375,000　円／　217,000　円
	議員	303,000円	344,000　円／　202,000　円
期末手当	町長 副町長	（令和7年度 支給割合）　3.45月分	
	議長 副議長 議員	（令和7年度 支給割合）　3.45月分	
退職手当		（算定方式）	（１期の手当額）　（支給時期）
	町長	給料月額×在職月数×36.5／100	13,981千円　（任期毎）
	副町長	給料月額×在職月数×22／100	6,368千円　（任期毎）

（注）　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

Ⅳ　職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第 24 条第 4 項、第 5 項）。

1　勤務時間（令和 7 年 4 月 1 日現在）

開始時刻	8 時 30 分
終了時刻	17 時 15 分
休憩時間	60 分（12 時 00 分～13 時 00 分）
週休日	土曜日、日曜日
1 週間の正規の勤務時間	38 時間 45 分

（注）休憩時間は、正規の勤務時間に含まれない。（地方公務員の場合は、労働基準法第 34 条の規定により労働時間が 6 時間を超える場合に少なくとも 45 分の休憩時間を与えなければならないこととなっている。）

2　その他の勤務条件

休暇（令和 7 年 4 月 1 日現在）

休暇の種類		事由	期間	給料
年次有給休暇		一の年ごとにおける休暇	年 20 日	有給
病気休暇		負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	公務上の傷病の場合やむを得ないと認められる必要最小限度の期間 私傷病の場合 180 日	有給
特別休暇	公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	官公署へ出頭する場合の休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄提供休暇	骨髄等の提供者としての登録の申し出を行い、又は骨髄移植等のため骨髄等を提供するため必要な検査、入院等を行場合	必要と認められる期間	有給
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において 5 日以内	有給
	結婚休暇	職員が結婚する場合等で、結婚式、旅行その他の行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する 5 日以内	有給
	出産サポート休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 12 日の範囲内の期間	有給
	母子健康法による健診休暇	妊娠中又は出産後 1 年以内の女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠 23 週までは 4 週間に 1 回、妊娠 24 週から 35 週までは 2 週間に 1 回、妊娠 36 週から出産までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回につき、その都度必要と認められる期間	有給

	妊婦通勤時間休暇	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる期間	有給
	産前休暇	8週間以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女性職員が出産した場合	出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間	有給
	育児時間休暇	生後3年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内	有給
	配偶者出産休暇	職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日の範囲内の期間	有給
	男性の育児参加休暇	職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	出産予定日の6週間前から出産後1年を経過する日までの期間内で5日以内	有給
	子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日以内	有給
	短期介護休暇	要介護者の介護その他の町長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日以内	有給
	親族が死亡した場合の休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	親族に応じ1日～7日	有給
	追悼のための休暇	職員が父母、配偶者又は子の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	2日の範囲内の期間	有給
	夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の6月から10月までの期間内において連続する5日以内	有給
	災害による住居の破損等の復旧作業等休暇	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7日以内	有給
	災害または交通遮断等による出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間	有給

	災害時の危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間	有給
	健康管理休暇	生理日において勤務することが著しく困難である女子職員で勤務しないことがやむを得ない場合	2 日の範囲内の期間	有給
	リフレッシュ休暇	職員が満年齢で 35 歳、40 歳、45 歳、50 歳又は 55 歳に達する年度において、心身のリフレッシュ等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	35 歳、40 歳、45 歳達する年度　連続する 2 日以内 50 歳又は 55 歳に達する年度　連続する 3 日以内	有給
介護休暇		職員が要介護者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間	無給
介護時間		職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合	2 週間以上連続する 3 年の期間内において、1 日のうち 2 時間を超えない期間	無給

V 職員の休業に関すること

休業制度（令和 7 年 4 月 1 日現在）

種類	事由	期間	給料
育児休業	3 歳に満たない子を養育する職員	子が 3 歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業		1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

Ⅵ　職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績が良くない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第 28 条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義

務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか 1 つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができるとされています（同法第 29 条）。

1　分限処分の状況（令和 7 年度）

内容	人数	事案の概要
降　給	0人	
降　任	0人	
休　職	0人	
免　職	0人	

2　懲戒処分の状況（令和 7 年度）

内容	人数	事案の概要
戒　告	0人	
減　給	1人	公金官物処理不適正
停　職	0人	
免　職	0人	

Ⅶ　職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第 30 条）。

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などさまざまな制約が課されています（同法第法第 32 条～第 38 条）。

営利企業等従事許可の状況（令和 7 年度）

内容	件数
商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	0 件
自ら営利企業を営むことの許可	0 件
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	75 件

Ⅷ　職員の退職管理に関すること

退職後に営利企業等に再就職した者は、離職前 5 年間に在職した執行機関の組織の職員に対し、離職前 5 年間の職務に属する契約や処分（再就職先及びその子法人に対するものに限る。）に関して、離職後 2 年間働きかけが禁止されています。なお、離職前 5 年より前に課長級以上の職に就いていた者は、その職の職務に属する契約や処分に関しても離職後 2 年間、また、在職中に再就職先及びその子法人に対して自ら決定した契約・処分に関しては期間の定めなく働きかけが禁止されています（地方公務員法第 38 条の 2 第 1 項、第 4 項、第 5 項、第 8 項)。

地方公共団体は、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとされています（同法第 38 条の 6 第 1 項)。

Ⅸ　職員の研修職員の研修に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならず、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第 39 条)。

職員の研修（令和 7 年度）

研修名	受講者数
香川県市町職員研修センター階層別研修	27 人
香川県市町職員研修センター能力開発・専門研修	70 人
政策・実務研修	1 人
その他研修（内部研修、防災研修など）	198 人

Ⅹ　職員の福祉及び利益の保護に関すること

1　福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第 42 条)。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第 43 条第 1 項)、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川県市町村職員共済組合又は公立学校共済組合が制度を運用、実施しています。このほか、職員は、（一財）香川県市町村職員互助会に加入しています。

福利厚生の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区分	内容
職員の保健等に関すること	○安全衛生委員会の開催と職場巡視の実施　毎月 1 回 ・健康教室等　令和 7 年受講者数　139 人 ・メンタルヘルス教室　令和 7 年受講者数　92 人 ○健康栄養相談　令和 7 年度件数　延べ 634 件 ○職員健康診断 ・定期健康診断　令和 7 年度受診者数 131 人 ・人間ドック　令和 7 年度受診者数 186 人 ○ストレスチェック及び面接指導の実施 ・ストレスチェック　令和 7 年度受診者数 267 人
香川県市町村職員共済組合	○短期給付事業 ・保健給付　療養給付、入院時食事療養費、高額療養費、家族療養費など ・休業給付　傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など ・災害給付　弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金など ○長期給付事業 ・退職共済年金　組合員期間が 1 か月以上ある場合、一定条件を満たすことにより 65 歳から支給（65 歳未満で受給できる特例有） ・障害共済年金・一時金　組合員が在職中に病気やケガで障害の状態になったときに支給 ・遺族共済年金　組合員又は組合員であった者が死亡したときに遺族に対し支給 ○福祉事業 ・保健事業　人間ドック、指定宿泊施設利用助成など ・貯金事業　定時積立・臨時積立の預け入れ ・貸付事業　普通貸付、住宅貸付、災害貸付、特別貸付、入学貸付など ・宿泊事業　宿泊施設（ホテルマリンパレスさぬき）の経営
香川県市町村職員互助会	○会員掛金　1,000 円/月 ○町負担金　令和 7 年度決算額　3,538,000 円（1 当たり 1,000 円/月） ○公費負担率　50% ○負担金事業　人間ドック等助成金、家庭用常備薬配付など ○掛金事業　入学祝金、義務教育修了記念品、結婚祝金、死亡一時金など

2　公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第 45 条第 1 項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況（令和 7 年度）

公務災害	通勤災害	計
0 件	0 件	0 件

XI　公平委員会の業務に関すること

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第 46 条)、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは審査請求をすることができます（同法第 49 条の 2 第第 1 項)。

公平委員会とは、町から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

なお、多度津町では地方公務員法第 7 条第 4 項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。

（1）勤務条件に関する措置の要求の状況　なし

（2）不利益処分に関する審査請求の状況　なし